

熊取町農業經營基盤強化促進基本構想

令和6年3月

熊 取 町

目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	3
1	営農類型ごとの経営規模等の指標	3
2	生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様に関する指標	5
第3	新たに農業経営を営もうとする青年等（認定新規就農者）が目標とすべき農業経営の基本的指標	6
第4	農業を担う者の確保及び育成に関する事項	6
1	農業を担う者の確保及び育成の考え方	6
2	本町が主体的に行う取組	7
3	関係機関の連携・役割分担の考え方	7
4	就農希望者等のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供	8
第5	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	8
1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	8
2	その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	8
第6	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	9
1	地域計画推進事業に関する事項	10
2	農地中間管理事業及び特例事業の実施の促進に関する事項	10
3	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	11
4	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等	13
5	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	14
第7	その他	14
附	則	15

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

- 1 熊取町（以下「本町」という。）は、大阪府の南部に位置し、古くから溜池かんがい農業を中心として拓け、都市近郊立地の優位性を活かした農業が展開されてきており、府下有数の生鮮野菜供給基地として重要な役割を果たしている。
- 2 本町の農業構造については、急速な都市化に伴う耕地面積の減少や若年労働者の他産業への流出等により兼業体質へと推移し、農業労働力が弱体化しつつある。このような状況の中で、農地の流動化も顕著な進展をみないまま停滞しており、特に基幹的農業従事者の高齢化、農業後継者不足などが一層深刻な問題となっている。こうした要因から耕作放棄地が近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

- 3 本町は、このような農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、本町及びその周辺市町において、現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が地域における他産業従事者並の年間所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人あたり550万円以上）、年間労働時間（主たる農業従事者1人あたり2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、これらの経営が本町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

また、農業の産業としての規模を維持する主役を

ア 既に効率的かつ安定的な農業経営体及び今後育成する同農業経営体

イ 意欲的な農業者や農協等で組織された農作業受託組織あるいは集落営農組織

ウ 高収益を目指して農業に参入する個人、法人

エ 平成20年度に施行された大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例（以下「府条例」という。）に基づく大阪版認定農業者

オ 中小・家族経営、兼業農家、定年後に就農しようとする者やマルチワークの一つとして農業を選択する者など、農業参入を目指す都市住民や法人等の地域の実態に応じた多様な担い手

とし、ア及びイの農業経営体が地域における農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目標とする。さらに、ウ及びエ、オについては農業への参入や営農に意欲的な者に対しては経営規模拡大等を支援し、ア及びイに続く農業者の育成を図る。

- 4 本町は、将来の熊取町農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、集落を中心とした土地利用調整に基づき、利用権設定を進める。さらに、農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、熊取町農業改良クラブと連携を密

にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努めるとともに、多様な担い手による農業への新規参入の促進及び農地の有効利用の確保を図る。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけをもっており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともにその経営の効率化を図る。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業をおこなう高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持、環境保全型農業の育成、農業を楽しめる環境づくりなどが図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、自給的農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めるものとし、熊取町が主体となって、関係機関関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

また、認定農業者等担い手の不足が見込まれ、これらの者だけでは継続的な耕作が困難な地域では、多様な担い手による農業への新規参入の促進及び農地の有効利用を促進する。

なお、利用権と農地中間管理権の設定支援にあたっては認定農業者等効率的かつ安定的な経営体を優先して利用集積を図るものとする。

地域での話し合いを進めるに当たっては、法第19条の地域計画をベースに認定農業者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化、多様な担い手による農業への新規参入の促進等、地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。

5 本町の農業振興の基本方向に沿って、地域農政を総合的に推進するため、その中軸となる農業経営基盤強化促進事業の実施に関する構想を、ここに制定し、地域関係農業者等の理解及び関係機関、団体の協力を得つつ、その円滑な推進を図るものとする。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等（認定新規就農者）の育成・確保に関する目標

（1）新規就農の現状

本町の過去5年間の新規就農者は4人であり、ほぼ横ばいの状況となっているが、従来からの基幹作物である玉葱、水なす、さといも、蒟の産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

（2）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

（1）に掲げる状況を踏まえ、本町は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来（農

業経営開始から5年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

(3) 確保・育成すべき人数の目標

大阪府農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた、国版認定農業者や認定新規就農者、基本構想水準到達者、集落営農組織に加え、法人や府条例に基づく大阪版認定農業者等を合わせて約3,600件を確保・育成する目標を踏まえ、本町においては年間1人の当該青年等の確保を目標とする。

(4) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた本町の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談のあった者を就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、本町への就農希望者に対して、農地については農業委員会による紹介、技術・経営面については大阪府泉州農と緑の総合事務所農の普及課(以下「農の普及課」という。)や大阪府家畜保健衛生所、大阪泉州農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本町及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、地域に適していると考えられる効率的かつ安定的な農業経営体の営農類型の例を示すと次のとおりである。

1 営農類型(例)ごとの経営規模等の指標

経営体営農類型(例)						
No	経営類型	規模実面積(a)			内容	備考
			露地	施設		
1	野菜専作Ⅰ (施設・露地野菜)	60	30	30	えだまめ ハウス 30a 露地 30a 葉ごぼう ハウス 15a 露地 10a しゅんぎく ハウス 5a 露地 延べ 60a	
2	野菜専作Ⅱ (ハウス果菜類Ⅰ)	40		40	なす ハウス 40a きゅうり ハウス 36a	きゅうりハウスの一部 でなす育苗(4a)

経営体営農類型（例）

No	経営類型	規模実面積（a）		内容	備考
		露地	施設		
3	野菜専作Ⅱ （ハウス果菜類Ⅱ）	23	23	いちご ハウス 20 a （育苗 3 a）	直売及び直売所出荷 高設栽培 スマート技術 （複合環境制御、CO ₂ 施用等）
4	野菜専作Ⅲ （ハウス軟弱野菜専作）	30	30	しゅんぎく周年 ハウス 延べ 120 a	
5	野菜専作Ⅳ （ハウス果菜類・軟弱野菜Ⅰ）	20	20	水なす ハウス 20 a しゅんぎく ハウス 20 a	
6	野菜専作Ⅳ （ハウス果菜類・軟弱野菜Ⅱ）	20	20	水なす ハウス 20 a しゅんぎく ハウス 20 a	スマート技術 （複合環境制御、CO ₂ 施用、赤色LED等）
7	野菜専作Ⅴ （有機農業）	60	40	トマト ハウス 20 a しゅんぎく ハウス 20 a きゅうり 露地 20 a さといも 露地 20 a 玉ねぎ 露地 20 a	有機JAS認証 契約出荷 しゅんぎくは摘み取り 収穫
8	果樹専作 （ハウスぶどう）	100	100	デラウエア 加温 20a 2重被覆 20 a 1重被覆 20 a 巨峰系4倍体品種 2重被覆 20 a シャインマスカット 2重被覆 20 a	規模実面積は成園のみ

経営体営農類型（例）

No	経営類型	規模実面積（a）		内容	備考
		露地	施設		
9	花き専作 （切花専作）	40	20	20 球根類（フリージア等） ハウス 20 a けいとう ハウス 20 a （被覆フィルム除去後） 露地 20 a	
10	酪農	25	16	9 乳用牛 （経産牛） 50 頭 （育成牛） 4 頭	牛舎等 400 m ² 牛糞処理施設等 500 m ² 搾乳機器一式
11	肉用牛（肥育）	33	16	17 肉用牛 100 頭	牛舎等 1,400 m ² 牛糞処理施設等 300 m ²
12	養豚（肥育）	29	6	23 肥育豚 600 頭	豚舎等 1,980 m ² 豚糞処理：下水処理
13	養鶏	33	0	33 採卵鶏 5,200 頭 育雛 1,300 頭	鶏舎等 2,700 m ² 鶏糞処理施設等 600 m ²

2 生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様に関する指標

（1）生産方式

①水 稲

高品質米生産を進めるため、適正品種の選定と品種に合った栽培技術の普及を徹底するとともに、農作業受委託等の推進をおこない、生産性の向上を図る。

②野 菜

都市近郊立地の優位性が活かせ、単位面積あたりの収益性が高く、周年生産が可能な品目あるいは周年生産の構成品目として優れた品目の導入を図るとともに、省力化を図るため、施設化やスマート技術の導入等を図り、生産量の増加や品質の向上、省力化等を進める。

また、低コスト化を図るため、高能率機械施設の共同利用や地域間、作物間における労働力調整システムづくりを進める。

併せて、減農薬・減化学肥料栽培や天敵の利用等、環境保全型農業や有機農業を推進し、高付加価値型生産や農業分野における脱炭素の推進に努める。

③花 き（植木含む）

消費者ニーズに即応した新品種、品目の導入を進める。また、セル型成苗（プラグ苗）利用や自動防除等、共同利用機械施設の導入を図り、省力化、低コスト化を進める。

④果 樹

高級品種の導入、施設栽培、完熟栽培等による高品質果実の生産を基本とし、消費者ニーズに対応した品種の普及を進めるとともに、スマート農業技術や新しい剪定技術・整枝法の導入等による省力化と労力分散を進め、労働生産性の向上や担い手の確保・育成を図る。

また、環境保全型農業の推進に向け、農薬・化学肥料の低減や脱炭素に資する技術等の適正使用の徹底を進めるほか天敵等の積極的な利用を進める。

⑤畜産（養蜂を含む）

近代的な飼養管理施設の導入により、省力化、合理化を図るとともに、環境に配慮した都市における畜産を可能にする飼養環境の整備、生産新技術の導入等を目指す。

⑥観光農業

消費者ニーズと周年運営を考慮した品目、品種、栽培技術の導入を進める。また、自然景観等、地域資源の積極的活用を図るなど、多様な集客対策を推進する。

⑦有機農業や大阪エコ農産物認証制度など環境負荷低減に資する農産物生産

有機農業をはじめ、農薬や化学肥料等の使用を削減し、環境への負荷をより軽減して栽培された農産物に対する府独自の認証制度「大阪エコ農産物認証制度」の積極的な推進、消費者や流通関係者への制度のPR等により、脱炭素やエシカル消費を嗜好する消費者ニーズの充足と生産者メリットの創出を図る。

（2）経営管理の方法

経営の体質強化を図るため、経営管理能力の向上や雇用労働管理能力の向上、自己資本の充実を進め、必要に応じて法人化を推進する。

また、簿記記帳の導入や納税の青色申告の導入をはじめ、経営の合理化健全化を進める。

（3）農業従事の態様

他産業並の労働時間を実現するため、シルバー人材センターの活用やヘルパー制度等の活用を促すとともに、快適な労働環境の整備を支援するため、家族労働力が主である経営体では家族経営協定の締結等により休日制や給料制の導入等を推進する。

また、機械化の進展に伴う労働安全性の強化を図るため、休憩時間の確保等、機械の安全使用の普及・啓発に努める。

第3 新たに農業経営を営もうとする青年等(認定新規就農者)が目標とすべき農業経営の基本的指標

新たに農業経営を営もうとする青年等が、就農時に目標とすべき水準は、本構想第1の3に掲げる年間農業所得の3割程度とし、労働時間を1,200時間以上とする。また、経営開始から5年後に達成すべき所得水準は年間農業所得220万円とし、労働時間を1,600時間以上とする。

なお、経営開始から5年後の指標となる経営類型は本構想第2の1に掲げる営農類型に準じ、農業経営の規模は営農類型の規模実面積の約4割とする。

また、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標は本構想第2の2に準ずるとする。

第4 農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本町の農産物を安定的に生産し、本町農業の維持・発展に必要な効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、農の普及課、大阪泉州農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用等の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁忙期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、本町農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 本町が主体的に行う取組

本町は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農の普及課や農業委員会、大阪泉州農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、営農面の相談対応等の必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

これらのサポートを一元的に行えるよう、本町が主体となって、農の普及課、農業委員会、大阪泉州農業協同組合、農業教育機関等の関係団体が連携して農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを行うものとする。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように、配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

本町は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営開始資金等の国による支援策や大阪府による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本町は、大阪府、農業委員会、大阪泉州農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、町

が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等について役割を分担して実施する。

就農に向けた情報提供及び就農相談については本町、技術や経営ノウハウについての習得については大阪府立環境農林水産総合研究所農業大学校、大阪泉州農業協同組合等、就農後の営農指導等フォローアップについては農の普及課、大阪泉州農業協同組合等、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等農地の確保については本町、農業委員会、農地中間管理機構、大阪府農業会議など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

4 就農希望者等のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本町は、大阪泉州農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、大阪府及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、大阪泉州農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、本町の区域内において後継者がいない場合は、大阪府及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げる効率的かつ安定的な農業経営を営む者や第3に掲げる新たに農業経営を営もうとする者などの担い手、府条例に基づく大阪版認定農業者及び新規就農者などの今後育成すべき農業者、法人等が利用する農用地が、地域計画の区域内にある農用地及び生産緑地に占める面積シェアの目標は概ね57%程度とする。

この目標を達成するため、本町が策定する地域計画に沿って、効率的かつ安定的な農業経営を営む者等への農地の集積・集約や農地中間管理機構関連農地整備事業等による面的整備等を進めるとともに、ほ場が整形で、区画も大きく、水利や接道条件に優れた農地が集団で存在する平坦地においては、効率的かつ安定的な経営体への農地集積・集約を優先的に行い、小規模なほ場や傾斜地、大型機械の導入が難しい等の理由により、効率的かつ安定的な経営体への集積・集約が難しい中山間地域等では、多様な経営体も含めた農地利用を推進する等、農業委員会、農地中間管理機構等とも連携して、地域の実情に応じた農地利用を促進していく。

なお、町内には、農用地と宅地等が混在していることにより、物理的に集団化・集約化が困難な地域が存在し、そのような地域では地域計画の施策効果が期待できない実情を踏まえ、本町における地域計画の策定地域については、原則、市街化区域を除いた区域（市街化調整区域）とするが、府条例に基づき知事が指定した農空間保全地域を策定対象（ただし生産緑地を除く）とするなど、地域の現状に即して定める。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

本町では、水稻作物を中心とした農業生産が展開されている。農地については比較的集積された農地ではあるが、農業従事者の高齢化や農業後継者不足などにより、一部遊休農地化したものが近年増加傾向にあり、それに伴い農地の分散化が進み、深刻な問題となっている。

(2) 今後の農用地利用等の見通し及び認定農業者等への農用地の利用集積等の将来の農用地利用ビジョン

本町では遊休農地化に伴う分散農地の解消策を講じ、担い手に面的に集積しなければ、担い手の経営が圧迫され、経営改善に支障が生じる可能性が高い。また、今後10年で離農等により農地が供給されると考えられるものの、受け手の確保、戦略作物の導入等について適切な施策を講じなければ農地が遊休化し、本町の農業に重大な支障を及ぼすおそれがある。

このため、農用地においては、認定農業者等を中心とした効率的かつ安定的な経営体を育成し、それらの者に地域の農地の大部分を面的に集積することを誘導する等とともに、農地中間管理機構との連携や農用地利用改善団体等を育成し、それらが一体となって地域の農地を守る体制の整備等を進めることにより、本町の農地の効率的利用を目指し、もって農業の振興を図る。

また、効率的かつ安定的な経営体が乏しい地域においては、大阪府と連携して担い手の確保・育成に努めるとともに、集落営農や水稻を中心とした農作業受託に取り組む経営体の育成により、農地の保全と活用を推進していく。

(3) 将来の農用地利用ビジョンの実現に向けた具体的な取組内容及び関係機関及び関係団体との連携等

本町の将来の農用地利用ビジョンの実現を図るため、以下の施策等を積極的に推進することとする。

- ①認定農業者、集落営農組織、法人等効率的かつ安定的な経営体の育成
- ②大阪版認定農業者の育成
- ③地域の実情にあわせた多様な担い手の育成
- ④農地中間管理機構の活用による①、②及び③に対する農地の面的集積の促進
- ⑤遊休農地解消のための基盤整備等の実施
- ⑥農作物の生産振興及び地産地消の推進
- ⑦地域計画の推進

なお、これらの施策の円滑な推進のため農空間保全委員会による関係機関との間で農地に係る情報提供の共有化を進めるとともに、関係各課、農業委員会、大阪泉州農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構等による指導体制の整備を行う。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本町は、大阪府が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第6の1「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、本町農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- 1 地域計画推進事業
- 2 農地中間管理事業及び特例事業の実施を促進する事業
- 3 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- 4 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- 5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- 6 その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 地域計画推進事業に関する事項

地域計画は、話し合いにより、地域の農業の将来の在り方や目指すべき将来の農用地利用の姿である目標地図を明確化し、その実現に向けて、農地中間管理機構による農地中間管理事業及び特例事業を通じて農用地について利用権の設定等を促進することで、農用地の効率的かつ総合的な利用の推進を図るものであることから、積極的にこれを活用していく。

(1) 法第 18 条第 1 項の協議の場の設置の方法

ア 協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、町広報への掲載やインターネットの利用等に加え、区の集会や実行組合等の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図ることとする。

イ 参加者については、農業者、農業委員、大阪泉州農業協同組合、農地中間管理機構、大阪府、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行うこととする。

ウ 協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を熊取町農業振興担当課に設置する。

(2) 法第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域の基準

実行組合単位で 8 実行組合 7 地区（高田、成合、小谷、七山、久保、大宮・小垣内、和田）の範囲を地域計画の区域の基準とする。ただし、目標地図作成及び地域での話し合いの結果、町が適切であると判断した場合、区域を変更することができる。

また、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図ることも検討する。

(3) その他法第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項

町は、地域計画の策定に当たって、大阪府・農業委員会・農地中間管理機構・大阪泉州農業協同組合等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施することとする。

2 農地中間管理事業及び特例事業の実施の促進に関する事項

- (1) 本町は、府内一円を区域として農地中間管理事業と特例事業をおこなう（一財）大阪府みどり公社との連携の下に、普及啓発活動等をおこなうことによって同公社がおこなう事業の実施の促進を図る。
- (2) 本町、農業委員会、大阪泉州農業協同組合は、（一財）大阪府みどり公社がおこなう中間保有・再配分機能を活かした農地中間管理事業と特例事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力をおこなうものとする。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、所定（農業経営基盤強化促進法の基本要綱参考様式第6-1号）の認定申請書を本町に提出して、農用地利用規程について本町の認定を受けることができる。

- ② 本町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ (4)の①のイの実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。

ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

エ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること

オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 本町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本町の掲示板への提示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員の所有する農用地について利用権の設定等を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員の所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等に関する事項

エ 農地中間管理事業の利用に関する事項

③ 本町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認

定に係る農業経営改善計画とみなすものとする。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等を行うよう勧奨することができる。
- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 本町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導援助に努める。
- ② 本町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業委員会、大阪府泉州農と緑の総合事務所、大阪泉州農業協同組合、農地中間管理機構((一財)大阪府みどり公社)の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、以下のとおり、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図ることとする。

(1) 農作業の受委託の促進

本町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ① 大阪泉州農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- ② 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ③ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- ④ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

⑤ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

⑥ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

大阪泉州農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんや調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 地力維持培養及び堆きゅう肥・副産物の有効活用

本町は、地力の維持培養と堆きゅう肥・副産物の有効活用を図るため、家畜ふん尿等堆きゅう肥の施用の円滑な促進と稲・麦わら・作物残さ等の有効活用の推進等、異なる経営部門間の地域複合を積極的に推進するものとする。

(2) 生産組織及び農業後継者の育成

本町は、生産組織の育成及びその活動の助長並びに農業後継者の研修受講、農業後継者及び青年農業経営者で自主的集団活動等に対し必要な支援・指導を積極的に行うものとする。

(3) 農産物の流通の改善

本町は、生産された農作物の販売価格の向上を図るため、大阪泉州農業協同組合その他農業団体と協力して、品質の統一、計画出荷等流通改善のための必要な施策を総合的に講ずるものとする。

(4) 農家女性活動の促進

本町は、農家女性の作業環境の改善、農家女性で構成する自主的集団活動等に対し必要な支援・指導を積極的に行うものとする。

(5) 農用地の利用度の向上

本町は、不作地等低利用農用地の利用度の向上を図るため、農業委員会、大阪泉州農業協同組合、農地中間管理機構その他農業に関する団体と協力して、低利用農用地の整備、振興作物の導入等を積極的に推進するものとする。

(6) 関連施策の推進

ア 本町は、農業生産基盤整備、生活環境整備その他関連事業の積極的な推進に努めるものとする。

イ 本町は、国庫補助事業その他の助成事業の実施に当たっては、農業経営基盤強化促進事業の実施を助長することを配慮して行うものとする。

ウ ア及びイに定めるもののほか、本町は、地域の農業振興に関する施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化促進事業の円滑な推進に資することとなるように配慮するものとする。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成7年3月31日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成18年8月31日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成24年11月2日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成26年9月29日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和5年9月29日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和6年3月28日から施行する。